

太田市公告

「太田市マイナンバーカード関連事務業務」の業務委託契約について、次のとおり公募型プロポーザル方式により事業者を選定するため、別紙のとおり公告する。

令和8年1月15日

群馬県太田市長 穂積昌信

1 趣旨

令和8年度において、マイナンバーカードについて更新時期を迎える住民が増加し、また、保険証発行停止に伴いマイナンバーカード交付について需要が増加している状況であるため、マイナンバーカードに係る関連事務業務について、安定した体制の確保を目的として、一連の業務を委託するため、公募型プロポーザル方式により実施するものである。

2 事業概要

(1) 事業名称

太田市マイナンバーカード関連事務業務委託

(2) 業務内容

- ア 来庁者対応業務
- イ マイナンバーカードに係るバックヤード事務
- ウ 電話での問い合わせに係る対応事務
- エ 出張申請同行業務

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日

※履行期間は、業務上最低限必要な委託期間を示したものであり、業務状況等を勘案し履行(委託)期間の延長を提案することを妨げるものではない。

(4) 委託料限度額

42,306,000円（消費税及び地方消費税含む。）

※本プロポーザルは、太田市令和8年度当初予算成立後、速やかに事業を開始できるようするため、予算成立前の準備行為として募集の手続きを行うものである。このため、令和8年度当初予算が成立した場合は、本公募型プロポーザル方式により特定した事業者と契約を行うとするが、予算が成立しなかった場合は、契約を行うことはできないため、十分留意の上、応募すること。

3 スケジュール

令和8年	1月	15日	(木)	公告
	1月	15日	(木)	参加申込書受付開始・質問書受付開始
	1月	22日	(木)	質問書提出期限
	1月	29日	(木)	質問書回答予定日
	2月	3日	(火)	参加申込書提出期限
	2月	4日	(水)	参加資格確認結果通知・審査日程詳細通知
	2月	12日	(木)	企画提案書提出期限
	2月	19日	(木)	プレゼンテーション及びヒアリング審査
	2月	下旬		優先交渉権者の決定及び通知
	4月	1日	(水)	業務委託契約締結

4 その他

この公告に記載する事項以外の条件等については、「太田市マイナンバーカード関連事務業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」のとおりとする。

5 問い合わせ先

太田市 市民生活部 市民課 マイナンバーカード係

住 所：〒373-8718 群馬県太田市浜町2番35号

電話番号：0276-47-1861

F A X：0276-47-1872

E メール：015200@mx.city.ota.gunma.jp